

# ユニオン広報

発行：12/1  
掲示期間：次号まで  
掲示板番号：⑥

## レクリエーション活動補助 12/1 再開!



コロナ禍の状況を鑑み一時休止しておりました「レクリエーション活動補助」を限定的に再開します!

### 申請方法は 2 つ

#### 共通項目

① 実施時に参加者の集合写真を撮影



② 領収書を発行

#### 紙による申請

③ 申請書をユニオンHPから印刷  
④ 必要事項を記入し①②を申請書の裏面に貼り付け、ユニオン浜松事務所に社内メールで送付

#### WEB 申請

③ QRコードから申請画面にアクセス (HPからの申請もOK)  
④ 申請画面で入力 (実施写真と領収書の写真を添付)  
⑤ 必ず送信



## 確認・注意事項



- 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、当面は**飲食代に関する申請は対象外とします。**
- 会社(事業所)からの感染予防対策に関する指示・通達を十分に厳守していただいた上で、行動してください。
- 組合員同士の親睦や交流を目的とした場の費用補助として申請することができます。各種施設の利用料金や入場料金、イベントやスポーツ、観劇などのチケット料金などが対象となります。但し**物品購入や交通費については支給対象外**となります。
- 映画鑑賞やライブビューイング等は「映画鑑賞補助申請」をご利用下さい。
- **組合員 4 名以上**が集う場を対象としますが、出向者の方については出向先の従業員の方との親睦や交流の機会を対象とします。
- ユニオンの会計期間(9/1~8/31)の期間で**毎年 2 回申請**することができます。活動日から**30 日以内**に申請してください。
- 1 回の補助額はおひとりにつき**最大 1,500 円**です。領収書金額が1,500 円に満たない場合は実費を補助金として支給します。同日 2 つ以上の施設を利用した場合の領収書金額の合算は可能です。
- 申請は毎月 5 日締め切りで当月の給与口座の「組合支給(非課税)」に振込みます。
- 送付いただいた「写真」は MY ユニオンの広報誌などで使用する場合があります。
- 「写真」および「領収書」は返却いたしませんのでご了承ください。



ご不明点はユニオンまで (☎053-581-9030)

**レク活動実施報告  
補助金支給申請書**

申請締切：活動日から30日以内

写真・領収書確認	担当者	書記長	会計監査



←こちらのQRコードからも申請できます。  
必要事項を入力し、参加者と領収書の写真をアップロードするだけで完了。

《下記に必要事項を記入、必要書類を添付しユニオン浜松事務所まで送付して下さい》

活 動 日	年 月 日		
申請者分会名	分会名 (店番 )		
実 施 内 容			
	氏名	印	社員番号
申請者		印	申請金額 円
参加者		印	円
参加者		印	円
参加者		印	円
参加者		印	円
参加者		印	円
参加者		印	円
参加者		印	円

記入欄が足りない場合は別紙に氏名・社員番号をご記入ください。

**参加者のうち組合員が4名以上の場合に給付されます。**

「領収書」と「参加者が写った写真」を本用紙裏面にセロテープで貼付けしてください。

- 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、当面は飲食代に関する申請は対象外とします。
- 会社（事業所）からの感染予防対策に関する指示・通達を十分に厳守していただいた上で、行動してください。
- 組合員同士の親睦や交流を目的とした場の費用補助として申請することができます。各種施設の利用料金や入場料金、イベントやスポーツ、観劇などのチケット料金などが対象となります。  
但し物品購入や交通費については支給対象外となります。
- 映画鑑賞やライブビューイング等は「映画鑑賞補助申請」をご利用ください。ご不明な場合は事前にユニオン事務所(053-581-9030)までご連絡ください。
- 組合員4名以上が集う場を対象としますが、出向者の方については出向先の従業員の方との親睦や交流の機会を対象とします。
- ユニオンの会計期間（9/1～8/31）の期間で毎年2回申請することができます。1回の補助額はおひとりにつき最大1,500円です。領収書金額が1,500円に満たない場合は実費を補助金として支給します。同日で2つ以上の施設を利用した場合の領収書金額の合算は可能です。
- 申請は毎月5日締め切りで当月の給与口座の「組合支給（非課税）」に振込みます。
- 送付いただいた「写真」はMYユニオンの広報誌などで使用する場合があります。

「領収書」「写真」は裏面にセロテープで貼付けてください。